【添付書類一覧（子ども）】

| 申請対象者（扶養に入れる方） | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | | | 参照先 |
|---|---|---|---|---|---|
| 子ども | 出　生 | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | | 子ども１ |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | | 子ども２ |
| | | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | | 子ども３ |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | | 子ども４ |
| | 離　職 | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給予定 | 子ども５ |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給資格なし | 子ども６ |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給放棄 | 子ども７ |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給延長中 | 子ども８ |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | 子ども９ |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給中（基本日額 3,611 円以下） | 子ども 10 |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給予定 | 子ども 11 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給資格なし | 子ども 12 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給放棄 | 子ども 13 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給延長中 | 子ども 14 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | 子ども 15 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給中（基本日額 3,611 円以下） | 子ども 16 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 子ども | 離　職 | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給予定 | 子ども 17 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給資格なし | 子ども 18 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給放棄 | 子ども 19 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給延長中 | 子ども 20 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | 子ども 21 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給中（基本日額 3,611 円以下） | 子ども 22 |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給予定 | 子ども 23 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給資格なし | 子ども 24 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給放棄 | 子ども 25 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給延長中 | 子ども 26 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | 子ども 27 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給中（基本日額 3,611 円以下） | 子ども 28 |
| | 勤務先変更による収入減少 | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | | 子ども 29 |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | | 子ども 30 |
| | | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | | 子ども 31 |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | | 子ども 32 |
| | 同一勤務先での契約変更による収入減少 | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | | 子ども 33 |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | | 子ども 34 |
| | | 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | | 子ども 35 |
| | | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | | 子ども 36 |

添付書類フローへ戻る

<table>
<tr><td rowspan="13">子ども</td><td rowspan="11">雇用保険<br>受給終了</td><td rowspan="6">被保険者の配偶者が健康<br>保険の扶養に入っている</td><td rowspan="2">被保険者と申請対象者<br>（扶養に入れる方）は<br>同居している</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がある</td><td>子ども 37</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がない</td><td>子ども 38</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被保険者と申請対象者<br>（扶養に入れる方）は<br>別居している</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がある</td><td>子ども 39</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がない</td><td>子ども 40</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被保険者の配偶者が健康<br>保険の扶養に入っていない</td><td rowspan="2">被保険者と申請対象者<br>（扶養に入れる方）は<br>同居している</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がある</td><td>子ども 41</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がない</td><td>子ども 42</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被保険者と申請対象者<br>（扶養に入れる方）は<br>別居している</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がある</td><td>子ども 43</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は<br>雇用保険受給終了後<br>収入がない</td><td>子ども 44</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配偶者との<br>収入逆転<br>（扶養異動）</td><td rowspan="3">被保険者と申請対象者<br>（扶養に入れる方）は<br>同居している</td><td rowspan="2">申請対象者（扶養に入れる方）は１６歳以上</td><td>申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある</td><td>子ども 45</td></tr>
<tr><td>申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない</td><td>子ども 46</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請対象者（扶養に入れる方）は１６歳未満</td><td>子ども 47</td></tr>
</table>

添付書類フローへ戻る

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | 申請対象者(扶養に入れる方）は１６歳以上 | 申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある | 子ども48 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない | 子ども49 |
| | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は１６歳未満 | | 子ども50 |
| | 離婚（扶養異動） | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | 申請対象者(扶養に入れる方）は１６歳以上 | 申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある | 子ども51 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない | 子ども52 |
| | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は１６歳未満 | | 子ども53 |
| | | 被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | 申請対象者(扶養に入れる方）は１６歳以上 | 申請対象者（扶養に入れる方）は収入がある | 子ども54 |
| | | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は収入がない | 子ども55 |
| | | | 申請対象者（扶養に入れる方）は１６歳未満 | | 子ども56 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども１ | 出　生 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | **①　世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>…申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが付与されてから取得後に提出<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**②　出生届（写）または母子手帳（写）**<br>※異動届の提出時に①の書類が提出できる場合は不要。<br>①の書類の取得に時間がかかる場合は、出生届（写）または母子手帳（写）をご提出いただき、後日①の書類を提出<br>出生届…父母の名前、子の名前と生年月日および医療機関の証明がある部分<br>母子手帳…出生届済証明書の父母の名前、子の名前と生年月日および自治体の証明がある部分 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども２ | 出　生 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | **①　被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**②　申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）…申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが付与されてから取得後に提出**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**③　出生届（写）または母子手帳（写）**<br>※異動届の提出時に②の書類が提出できる場合は不要。<br>②の書類の取得に時間がかかる場合は、出生届（写）または母子手帳（写）をご提出いただき、後日②の書類を提出<br>出生届…父母の名前、子の名前と生年月日および医療機関の証明がある部分<br>母子手帳…出生届済証明書の父母の名前、子の名前と生年月日および自治体の証明がある部分<br>**④　戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前と生年月日および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前と生年月日および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども３ | 出　生 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | **①　世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>**…申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが付与されてから取得後に提出**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**②　出生届（写）または母子手帳（写）**<br>※異動届の提出時に①の書類が提出できる場合は不要。<br>①の書類の取得に時間がかかる場合は、出生届（写）または母子手帳（写）をご提出いただき、後日①の書類を提出<br>出生届…父母の名前、子の名前と生年月日および医療機関の証明がある部分<br>母子手帳…出生届済証明書の父母の名前、子の名前と生年月日および自治体の証明がある部分<br>**③　被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども４ | 出　生 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | **①　被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**②　申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）…申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが付与されてから取得後に提出**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**③　出生届（写）または母子手帳（写）**<br>※異動届の提出時に②の書類が提出できる場合は不要。<br>②の書類の取得に時間がかかる場合は、出生届（写）または母子手帳（写）をご提出いただき、後日②の書類を提出<br>出生届…父母の名前、子の名前と生年月日および医療機関の証明がある部分<br>母子手帳…出生届済証明書の父母の名前、子の名前と生年月日および自治体の証明がある部分<br>**④　戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前と生年月日および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前と生年月日および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出<br>**⑤　被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込み額が確認できる書類 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども５ | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕**<br>※手続きが終了していない場合は後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）<br>**※基本日額 3,612 円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。** |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども６ | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給資格なし | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された3か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）または**<br>当健保組合所定様式の退職証明書**（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども７ | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給放棄 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども８ | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給延長中 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された３か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書の写し）**<br>※異動届の提出時にハローワークにて受給延長のゴム印が押印された離職票１、２（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕の提出ができる場合は不要<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>**…ハローワークにて受給延長の手続き後、ゴム印が押印された★のどちらかの書類を提出**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども９ | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された３か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 10 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給中<br>【基本日額 3,611 円以下】 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**●雇用保険受給資格者証（両面写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**●失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 11 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕★離職票１、２（写）**<br>**〔前職が公務員〕★失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または<br>雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または<br>失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕**<br>※手続きが終了していない場合は後日提出<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）<br>**※基本日額 3,612 円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。** |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 12 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給資格なし | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）または**当健保組合所定様式の退職証明書**（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 13 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給放棄 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 14 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給延長中 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**※3 か月以内に交付されたもの<br>**●離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書の写し）**<br>※異動届の提出時にハローワークにて受給延長のゴム印が押印された離職票１、２（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕の提出ができる場合は不要<br>**〔前職が公務員以外〕★離職票１、２（本書）**<br>**〔前職が公務員〕★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>**…ハローワークにて受給延長の手続き後、ゴム印が押印された★のどちらかの書類を提出**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 15 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 16 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給中<br>【基本日額 3,611 円以下】 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**［前職が公務員以外］●雇用保険受給資格者証（両面者）**<br>**〔前職が公務員〕●失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 17 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕**<br>※手続きが終了していない場合は後日提出<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）<br>**※基本日額 3,612 円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。** |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 18 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給資格なし | ●**健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）または**<br>当健保組合所定様式の退職証明書**（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 19 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給放棄 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 20 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給延長中 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書の写し）**<br>※異動届の提出時にハローワークにて受給延長のゴム印が押印された離職票１、２（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕の提出ができる場合は不要<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>**…ハローワークにて受給延長の手続き後、ゴム印が押印された★のどちらかの書類を提出**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 21 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 22 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業保険）受給中<br>【基本日額 3,611 円以下】 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**●雇用保険受給資格者証（両面写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**●失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 23 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕★離職票１、２（写）**<br>**〔前職が公務員〕★失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕**<br>※手続きが終了していない場合は後日提出<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写）<br>**※基本日額 3,612 円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。** |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 24 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給資格なし | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）または当健保組合所定様式の退職証明書（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 25 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給放棄 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 26 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給延長中 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**※3 か月以内に交付されたもの<br>**離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書の写し）**<br>※異動届の提出時にハローワークにて受給延長のゴム印が押印された離職票１、２（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕の提出ができる場合は不要<br>**〔前職が公務員以外〕★離職票１、２（本書）**<br>**〔前職が公務員〕★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>**…ハローワークにて受給延長の手続き後、ゴム印が押印された★のどちらかの書類を提出**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 27 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険未加入 | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**※3 か月以内に交付されたもの<br>**〔前職が公務員以外〕**<br>**★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕**<br>**★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の見込収入が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 28 | 離　職 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給中<br>【基本日額 3,611 円以下】 | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**［前職が公務員以外］●雇用保険受給資格者証（両面者）**<br>**〔前職が公務員〕●失業者退職手当受給資格者証（両面写）**<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の見込収入が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 29 | 勤務先変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された３か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【前職で雇用保険加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**★雇用保険受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のいずれか１点の書類を提出<br>**【前職で雇用保険未加入だった場合】**<br>**〔前職が公務員以外〕★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 30 | 勤務先変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者(扶養に入れる方)は別居している | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>●被保険者の住民票（本書）※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>●戸籍謄本（本書）※3 か月以内に交付されたもの<br>●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>【前職で雇用保険加入していた場合】<br>★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>★雇用保険受給資格者証（本書）<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のいずれか１点の書類を提出<br>【前職で雇用保険未加入だった場合】<br>〔前職が公務員以外〕★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>〔前職が公務員〕★当健保組合所定様式の退職証明書（本書)または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）<br>●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 31 | 勤務先変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【前職で雇用保険加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**★雇用保険受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のいずれか１点の書類を提出<br>**【前職で雇用保険未加入だった場合】**<br>**〔前職が公務員以外〕★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕★当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども32 | 勤務先変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者(扶養に入れる方)は別居している | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**※3 か月以内に交付されたもの<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【前職で雇用保険加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書） ★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写） ★雇用保険受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のいずれか 1 点の書類を提出<br>**【前職で雇用保険未加入だった場合】**<br>**〔前職が公務員以外〕★当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>**〔前職が公務員〕★当健保組合所定様式の退職証明書（本書)または失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日上記★のどちらかの書類を提出<br>※１年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要<br>・失業給付を受給していない場合…離職票１、２（本書）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）<br>・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書）<br>・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）<br>・申請時前１年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書）<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 33 | 同一勤務先での契約変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔変更後〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【雇用契約変更前は雇用保険に加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**★雇用保険受給資格者証（本書）★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※雇用契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ上記★のどちらか１点を提出。また、取得に時間がかかる場合は後日提出可<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 34 | 同一勤務先での契約変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔変更後〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【雇用契約変更前は雇用保険に加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**★雇用保険受給資格者証（本書）★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※雇用契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ上記★のどちらか 1 点を提出。また、取得に時間がかかる場合は後日提出可<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 35 | 同一勤務先での契約変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔変更後〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【雇用契約変更前は雇用保険に加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**★雇用保険受給資格者証（本書）★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※雇用契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ上記★のどちらか１点を提出。また、取得に時間がかかる場合は後日提出可<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 36 | 同一勤務先での契約変更による収入減少 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔変更後〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**【雇用契約変更前は雇用保険に加入していた場合】**<br>**★離職票１、２（本書）　★雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**<br>**★雇用保険受給資格者証（本書）★失業者退職手当受給資格者証（本書）**<br>※雇用契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ上記★のどちらか 1 点を提出。また、取得に時間がかかる場合は後日提出可<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●被保険者と配偶者の今後１年間の収入見込み額が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後１年間の収入見込み額が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 37 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |
| 子ども 38 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 39 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 40 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 41 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の見込収入が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後 1 年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 42 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の見込収入が確認できる書類 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 43 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がある | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）〔現勤務先〕**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績 6 か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後 1 年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 44 | 雇用保険受給終了 | ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない<br>・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕**<br>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績 6 か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 45 | 配偶者との収入が逆転（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後 1 年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 46 | 配偶者との収入が逆転（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●直近の所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類**<br>※学生の場合は不要<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類 |
| 子ども 47 | 配偶者との収入が逆転（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳未満 | **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 48 | 配偶者との収入が逆転（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績 6 か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>※学生の場合は不要<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後 1 年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 49 | 配偶者との収入が逆転（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●直近の所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類**<br>※学生の場合は不要<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>※学生の場合は不要 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 50 | 配偶者との収入が逆転（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳未満 | **●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●被保険者と配偶者の今後 1 年間の収入見込が確認できる書類（写）**<br>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票<br>前年から状況が変更となっている場合については、変更後 1 年間の収入見込が確認できる書類 |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 51 | 離婚<br>（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある | ●**健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>●**当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |
| 子ども 52 | 離婚<br>（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない | ●**健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●直近の所得証明書、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類**<br>※学生の場合は不要<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 53 | 離婚<br>（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳未満 | **●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの |
| 子ども 54 | 離婚<br>（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がある | **●健康保険被扶養者認定申請書**<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●当健保組合所定様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）**<br>※当健保組合所定様式の雇用証明書の項目を全て網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>※学生の場合は不要<br>**●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）**<br>**●その他収入がある場合は今後１年間の収入見込み額が確認できる書類**<br>・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） |

添付書類フローへ戻る

| | 増加理由 | 異動届提出時の状況 | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| 子ども 55 | 離婚<br>（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳以上<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は現在収入がない | ●健康保険被扶養者認定申請書<br>**●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの<br>**●直近の所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類**<br>※学生の場合は不要<br>**●在学証明書（本書）**<br>※学生の場合のみ<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績６か月分**<br>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）<br>※申請時に 6 か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出<br>※学生の場合は不要 |
| 子ども 56 | 離婚<br>（扶養異動） | ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している<br>・申請対象者（扶養に入れる方）は 16 歳未満 | **●被保険者の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄が明記された 3 か月以内に交付されたもの<br>**●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）**<br>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された 3 か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）<br>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。<br>**●戸籍謄本（本書）**<br>※3 か月以内に交付されたもの |

添付書類フローへ戻る